

# 日本防菌防歟学会・ポスター賞要領

## 受賞候補者選考委員会

- 今年度も昨年に引き続きポスター賞を設置することになりました。
- プログラムにアンダーラインの入っている発表者は、ポスター賞受賞候補対象者です。
- ポスター賞にふさわしいと思われる発表があれば、下記の選考基準等を参考にして、投票用紙（ポスター会場受付に設置）の所定の欄に演題番号をご記入のうえ、ポスター会場受付横に設置してある投票箱にご投票ください。なお、投票は、セクションごとに1名（学生あるいは36歳未満の若手）、全体で最大4名まで出来ます。なお、投票は1名でも有効です。

### ＜ポスター賞選考基準＞

研究内容を参加者にわかりやすく伝えられているかを、以下の点に留意して選考する。

- ①発表内容を表すタイトルであるか
  - ②発表内容を表す要旨であるか
  - ③参加者にわかりやすく表現できているか（文字・図表は遠くからでもわかるか、情報量は適当か、ある程度説明がなくても読み取れるか）
  - ④内容に新規性・独創性があるか
  - ⑤防菌防歟分野において将来性豊かな、優れた研究であるか
  - ⑥データは充分であるか、信頼性があるか、解析方法は妥当であるか
  - ⑦議論・結論は妥当であるか
- ポスター賞は、学生あるいは発表当日において36歳未満の若手を対象にしています。ポスターの発表者が対象者です。該当する発表者はポスターの演題番号の横にリボンがあることを確認して下さい。
  - 発表者本人及び発表の連名者は、自分の演題には投票できません。受賞候補者選考委員会が確認できるよう投票用紙の所定欄に、必ず、所属、氏名をご記入ください。所属、氏名の無い場合、投票は無効となります。

### ＜ポスター賞規定＞

- 第1条 年次大会の発展を期して、本学会にポスター賞を設ける。
  - 第2条 ポスター賞は、年次大会の該当するポスターの中から、参加者の投票によって、得票数の上位数件に授与する。
  - 第3条 ポスター賞の選考基準は、別途定める。
  - 第4条 ポスター賞は、受賞候補者選考委員会の所轄（会務）とする。
  - 第5条 ポスター賞受賞者の発表は、臨時理事会の承認を得たのち、賞状及び副賞を授与する。  
また、学会誌及びホームページに掲載する。
- 付則1. 本規定は、2012年5月30日より施行する。